

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二(四) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額 (別表六の二(四)付表「2」)		1	円	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	円
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		当期税額基準額の調整計算	11	
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3			12	
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4			13	
	増減試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5			14	0.35
増減試験研究費の割合の計算	6			15	円	
増減試験研究費割合	7			16		
税額控除割合の計算	8			17		
中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((8) 又は 0.12)	9		円	18		

## 別表六の二（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除割合の計算」及び「税額基準割合の調整」の各欄は、法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が平成29年

4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。

- 3 「当期税額基準額<sup>15</sup>」は、別表六の二(六)「10」に金額の記載がある場合には、 $(10) \times (0.25 + (13))$  又は  $(14)$  を消します。